

第3節 自立のための社会的支援システムの構築

少子・高齢化が進展する中で、人々が毎日の暮らしを豊かに安心して送れるようにするためには、基礎的所得の確保、健康の維持向上、疾病の予防・回復、育児や介護への適切な対応を行うなど、社会的支援システムの構築を目指す。このような社会的支援システムを必要に応じて活用することによって、個人の自立や家族の健全な役割を基礎にした活動が実現され、個人の生きがいと社会の発展につながっていく。

1. 自助、共助、公助の適切な組合せによる安心の確保

社会的支援システムの構築に当たっては、国民、企業、政府（公的部門）それぞれが適切に対応することが必要である。つまり、各人が課題を自ら解決すること（自助）、社会的な助け合い（共助）を支援していくこと、また公的なサービス（公助）を充実することを適切に組み合わせていくことが必要である。

具体的には次のような考え方に立って、施策を展開する。

- ① 健康の維持、寝たきりの防止など、社会的支援ニーズの発生そのものの抑制
- ② 個人の自助能力の向上と自助努力の支援
- ③ 社会的支援インフラやソフトの整備等、公的システムによる基礎的安心の確保
- ④ 公的サービスと適正価格で購入できる民間サービスの多様な組合せ
- ⑤ ボランティア活動やNPO（民間非営利団体）の活動によるサービス提供とその支援（個人や地域が有する自助能力を社会的に再分配する）

2. 国民の対応

(1) 国民による自助、共助

国民に対し、健康管理の知識、簡単な介護技術の習得、住宅のバリアフリー化等の機会を提供し、介護問題等に対する自助努力を支援することにより、自助能力向上へのインセンティブを与える。また、社会連帯による国民相互の助け合い、家族の支え合いを支援していくことが必要である。

(2) ボランティア活動やNPO活動の支援

国民のボランティア活動やNPO活動を支援するため、市民活動団体に法人格を付与する仕組みを検討するとともに、その活動を活性化するための環境整備に努める。

(3) 利用者負担の適正化

公的サービスに対する国民（受益者本人）の利用者負担を適正化する。

(4) 能力に見合った適正な負担

社会的支援サービスを充実させるためには、国民各世代が能力に見合った広く公平かつ適正な負担を分かち合うことが必要である。特に、高齢世代は平均的に見れば他の世代に比して多くの資産を有する一方、高齢世代の家計における公的負担は他の世代に比して低くなっている。このため、高齢世代内の所得・資産格差が高いことを踏まえながら、高齢世代も能力に見合った広く適正な負担を担う方策を検討する。

3. 企業の対応

(1) 企業の社会的支援サービスへの取組の支援

① 医療保健・福祉関連産業等への支援

社会的支援サービスの質の向上に資するため、医療保健・福祉関連産業等に係る分野への企業の進出や投資が重要である。そのため、これらの医療保健・福祉関連産業等への円滑な労働力の参入の実現に努める。

② 競争条件の整備と利用者保護

公的部門及び民間部門の両部門を通じて競争原理が働く条件整備を行い、社会的支援サービスを必要とする国民が適正な価格で多様な民間サービスを購入できるようにする。その際、社会的支援サービスの公共的な性格に着目して質の確保を図り、対人サービスとして大幅な省力化が難しいことを踏まえ、市場による自由な競争を促進しつつ、公的補助等の政策的な支援の充実を図る。

さらに、公正な情報の提供、契約内容の明確化により、社会的支援サービスの利用者の保護に十分配慮する。

(2) 企業の社会貢献活動等

事業所内保育施設の整備等、企業による従業員に対する支援サービスの提供を促進するとともに、ボランティア休暇制度の普及等、企業の社会貢献活動を促す環境整備に努める。

4. 公的部門の対応

(1) 総合的な施策の展開

社会的支援ニーズに効率的に対応するためには、各個人の市場価格では計れない個別的負担も含めたトータルコストの増大をできる限り抑制することを目指した総

総合的な施策の展開が必要である。このような視点から、次のような施策を行う。

i 医療、保健、福祉等を適切に組み合わせ、最適サービスを効率的、一体的に提供する（ケアマネジメント）。

ii 企業年金、国民年金基金、個人年金等の普及を図り、公的年金制度の補完を図る。

iii 高齢者の有する不動産資産を生前の生活保障に活用する方策を検討する。

また、個人それぞれが健康管理を行い、疾病や要介護状態等を予防することが必要である。一方、要介護状態の予防及び介護負担の軽減の観点から、健康診断や住宅のバリアフリー化等を充実するとともに、これらの施策による予防効果や負担軽減の効果等の検証に努める。

さらに、公的部門の施策の総合的な展開に当たって、次の点に留意する。

① 公的サービス供給の最適化と効率化

家族による介護等の物理的・精神的な負担を軽減するため、「自立した生活」を送るために必要な基礎的部分については適切かつ公平な負担を求めつつ、公的なサービス（福祉等）を充実する。

また、支援ニーズのうち公的責任で担う部分についても、民間部門を含めたサービス提供者間の適正な競争を促進するとともに、ボランティアの協力を得ることによって、最適かつ効率的なサービスを提供する。

② 社会保障給付全体の適正水準のあり方

介護等の予防的施策の効果並びに年金等の現金給付と医療や福祉等のサービス給付の連携等を検討しつつ、社会保障給付全体の増加や公的負担の上昇をできる限り抑制する。

③ 政府支出における配分のあり方

少子・高齢化の進展を踏まえ、政府支出全体にわたり、真に必要な分野へ配分し、必要性の薄れた分野への支出を削減する。

(2) 高齢者保健福祉サービスにかかる総合的な社会的支援の基盤整備

① 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を見直して、平成6年（1994年）に策定された「新ゴールドプラン」を着実に推進し、高齢者保健福祉サービスの供給を量的、質的に強化する。この際、国のみならず都道府県や市町村がそれぞれの役割を果たし、都道府県老人保健福祉計画や市町村老人保健福祉計画に基づき、それぞれの地域の実情にあった整備を行う。

② 多様な介護サービス提供に対応した介護費用の社会保険化を検討する。これにより、医療、福祉等の各制度にまたがって提供されてきた介護サービスの一元化を図り、要介護者の不必要な長期入院の解消や介護サービス提供における費用負担の公平化等を図る。

③ 介護を支える人材育成のため、ホームヘルパー養成研修の充実や公共職業能力開発施設における介護関係の訓練科目を整備する。さらに、家庭における介護に関する実践的な知識・技術の習得を支援する。

(3) 高齢者等に配慮した住宅・社会資本の整備

高齢者、障害者等を含むすべての人々が安全・円滑に日常生活を送ることができるようにするため、以下のような住宅・社会資本の整備を推進する。

① バリアフリー化など高齢者、障害者等に配慮した住宅の整備

② 歩道の段差切下げ、交通ターミナルや公共的建築物におけるエレベーターの設置などバリアフリーのまちづくり

③ 病院、福祉施設、鉄道駅等の周辺を中心とした幅の広い歩道の整備

④ 福祉施設や医療施設と一体となった公園の整備

⑤ 高齢者、障害者等にやさしい官庁施設の整備

(4) 子育てに係る総合的な社会的支援の基盤整備

子育てに係る女性の負担軽減等、社会全体として子どもを健やかに産み育てられる環境を整備するため、「緊急保育対策等5か年事業」を着実に推進する。その際、各地方公共団体における具体的な住民ニーズに適切に対応するため、地方公共団体による自主的な子育て支援のための計画の策定を支援する。

また、次のような子育てに関する基盤整備を行う。

① 公共施設等を利用して、児童に対し伝統的な遊び、しつけ、おけいこごとや子どもの自学自習などを手助けする地域住民等の取組を支援する。また、子育てに関する相談体制等の整備を図る。

② 今後の多様な保育サービスに対する需要を踏まえ、公的保育所についても契約型の保育サービス提供の導入を検討する。また、民間による保育サービスの円滑な供給環境の整備や各利用者に対する利用料補助の仕組みについて検討する。

③ 企業が事業所内保育施設を整備したり、外部の保育サービスを利用して、従業員のために保育サービスの提供を行う場合や保育料の補助を行う場合の支援、優遇策を講じる。

④ 入園料・保育料を減免する就園奨励事業の推進等、幼稚園の整備を図る。

(5) 社会的支援における地方公共団体の役割の重視、措置制度の再検討

地域によって社会的支援に対するニーズは様々に異なることから、地域的な課題を的確に把握している市町村が中心となって在宅福祉サービス及び施設福祉サービスを一元的かつ計画的に提供する体制を整備し、実施していくことが必要である。

さらに、多くの人々が必要とする社会的支援ニーズを踏まえ、行政処分による措置制度を総合的に再検討し、公的な関与の下、広く一般の人々が自由に選択し利用できる普遍的なサービス提供のあり方を検討する。

5. 公平かつ適切な給付と負担のあり方

(1) 社会全体の負担の抑制

今後の我が国の社会保障の給付と負担を公平かつ適切なものとするためには、以下の視点に立って、社会全体の負担を抑制する必要がある。

① 予防的施策を充実することによって社会的支援ニーズの発生をできる限り抑制する。

② 個々の施策間の連携を図り、サービス供給を効率化することにより、社会保障給付全体の増加をできる限り抑制する。

③ 家計における租税や社会保険料等の公的負担と各家庭において介護等を行う負担や民間サービスを購入する費用等の私的負担のあり方を総合的にとらえ、社会全体としての負担の抑制を考慮する必要がある。

(2) 社会保障制度の長期的な安定と効率化

① 医療保険制度については、高齢化の進展に伴う慢性疾患の増加などの医療需要の変化等に対応した医療供給体制の整備を踏まえつつ、医療保険財政が構造的赤字体質に変化してきている中において老人医療費を中心とする医療費の適正化を総合的に進めるとともに、高齢者世代と若年齢世代の間の負担の公平、各保険制度内、保険制度間の給付と負担の公平等の実現を図る。

② 年金制度については、平成6年の財政再計算において、60歳台前半における雇用と年金の連携や年金受給世代と現役世代における給付と負担の均衡を図るための制度改正を実施したところであり、制度の円滑な運用に努めつつ、引き続き給付と負担の適正化を進めていく。また、被用者年金制度全体の長期的安定と制度間の給付と負担の不均衡を是正する等の観点から、公的年金制度の一元化のあり

方を検討し、必要な措置を講ずる。さらに、年金制度の効率的な運営を図るため、基礎年金番号制の平成9年からの導入を目指す。

(3) 社会保障財政に係る中長期的な見通しの検討

今後の社会保障のあり方については、国民的議論を展開し、あらゆる世代を通じたコンセンサスを得ることが必要である。このため、給付内容とそれに伴う負担の水準等に関する選択肢として社会保障財政についての中長期的な見通しを提示する必要がある。その際、社会保障の財源構造のあり方については、制度に対する貢献が給付に反映されるという点で、受益と負担の関係が明確である社会保険料負担中心の枠組みを今後とも基本的に維持しつつ、世代内、世代間の公平の実現について勘案する必要がある。

6. 情報通信システムや技術革新の動向を踏まえた社会的支援の充実

ICカード等による各自の健康情報の集積化や医療情報等のネットワーク化、情報通信インフラの遠隔医療・在宅医療への応用を進める。また、高齢者、障害者、介護や育児を行う者等にとって、情報通信インフラの活用は雇用機会の拡大や生活支援につながっていく。

こうした可能性を伸ばせるよう、情報通信インフラのハード・ソフト両面にわたる整備を行う。

また、新しい治療、診断方法の研究開発や先端技術を活用した医療福祉機器、日常生活の中で利用することのできる在宅医療・介護機器及び身近な福祉用具等の研究開発・普及を進める。このため、標準化の研究及び規格化の充実を含め、ユーザーの視点に立ち、使いやすさ等に配慮した良質な医療福祉機器及び福祉用具の研究開発の促進、支援を行う。

第4節 災害に強く、安全なくらしの実現

1. 災害への備えと対応

我が国は、その自然的、社会的条件等から、地震、豪雨、火山噴火、渇水等の災害に対して脆弱な状況にある。経済・社会の健全な発展を図るため、阪神・淡路大震災の経験等を礎として、国、公共機関、地方公共団体、住民等が一体となって災害対策に努め、災害による被害を軽減する必要がある。

(1) 災害に強い国土づくり・まちづくりの推進

① 災害に強い国土づくりの推進

各種災害から国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域の特性を勘案しつつ、災害に強い国土づくりを推進する。このため、治山治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業等の国土保全事業を総合的かつ計画的に実施する。また、首都圏等の大都市圏に集中した中枢機能の防災性の向上と併せ、首都機能の移転のための積極的な検討、諸機能の地方分散を進めるとともに、各種ネットワークシステムの多重化等を推進し、諸機能の代替性の確保を図る。

② 災害に強いまちづくりの推進

まちづくりの原点が安全等であることにかんがみ、総合的な防災能力を有するまちづくりを推進する。このため、避難地、避難路、緊急輸送路、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、防災安全街区や消防用施設等を、防災上の観点から有機的に配置し、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を進める。

さらに、構造物・施設等の耐震性等の確保、老朽住宅密集市街地の解消や液状化対策の推進等を図る。

(2) 迅速な災害応急対策及び災害復旧・復興を実現するための体制整備

① 迅速な災害応急対策のための体制整備

災害発生時における迅速な情報の収集・伝達は、人命等に係る被害の最小化を図るための重要な第一歩である。このため、被害の早期予測システムの開発、衛星通信の整備、情報通信施設の耐震性の強化等により、防災関連情報の収集・連絡体制の充実を図るとともに、災害情報・予警報の住民等への伝達体制の強化等を図る。

また、国等の職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互の連携の強化、緊急物資輸送等の応急対策やライフライン施設の迅速な応急復旧等を実現するための体制・施設の整備を図るとともに、食料・飲料水等の適切な備蓄を進めるなど、迅速な災害応急対策のための備えの充実を図る。

② 迅速かつ円滑な災害復旧・復興のための体制整備

被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興は、経済活動や国民生活の回復・安定化の観点から重要である。このため、構造物等のデータの整備保全やバックアップ体

制の整備等を進め、可能な限り迅速かつ円滑な災害復旧・復興のための備えの充実を図る。

(3) 国民等の防災活動の支援

災害発生時においては、自らの身の安全を自らが守ることが不可欠である。このため、自主防災思想の普及・徹底、防災知識の普及に努める。また、防災訓練の実施・指導、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備、企業防災の支援等を図る。

(4) 災害に関する調査・研究等の推進

災害に関する調査・研究等を進めることは、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のあらゆる面で重要である。このため、地震を始めとする各種災害の発生の仕組み・防止対策等に関する調査・研究を推進し、その成果の防災施策への活用を図る。また、災害に関する観測体制・施設の充実・強化を図る。

2. 良好な治安の維持

無差別テロ事件や頻発する銃器を用いた凶悪犯罪の発生など、我が国の治安面への危惧が高まってきている。

サリン等の大量殺戮物質を使用した無差別テロ事件に対しては、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」を円滑に運用していくことを始め、政府が一体となって再発を防止する。また、銃器使用犯罪の防止については、銃器対策推進本部等を中心に、関係機関による取締りや広報啓発活動の実施など、総合的な対策を推進する。また、関係諸外国との緊密な情報交換及び捜査協力体制の強化を推進する。

3. 安全でおいしい水の確保

異臭味のない水道水など、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、水道原水の水質の保全に努めるとともに、安全で水質、水量、水圧のレベルの高い水道を整備する。また、濁水や地震等の災害にも適切に対応できるよう、ダム等による水道水源の確保、老朽管の更新、緊急時給水拠点の整備等を推進し、水道システム全体のライフライン機能を強化する。

4. 製造物責任制度の円滑な運用

製造物責任制度の円滑な運用を図り、消費者被害の防止・救済を実効あるものとす

るため、原因究明体制の充実強化、裁判外紛争処理体制の整備、事故情報の収集・提供の充実強化など関連する諸施策を推進する。

第5節 ゆとりある住宅・住環境の形成

住宅は、個人にとって、健康・生活の基盤であり、自由時間の大部分を過ごすという意味で最も重要な生活空間であると同時に、家族と暮らし、家族をはぐくむ場でもある。この場合、個人が住宅を通じて得る便益（住宅サービス）は、住戸及び宅地そのものから得られる便益のみならず、周辺環境、交通の利便性、医療その他の生活サービスへのアクセスなども含めたものである。

今日における国民の多様なライフスタイル等に応じたゆとりある居住を実現するためには、地域コミュニティの充実促進、水と緑豊かで良好な都市・住環境を整備することと併せて、国民の居住地選択の自由度を利用面に着目して拡大することが重要である。このため、中古住宅流通市場を始め、住宅市場を拡大し、かつ、活用する視面に立ち、以下のような施策を講ずる。

1. 良質で多様な住宅ストックの形成

住宅金融についての安定的な資金の確保に努め、公共主体による適切な補完を行いつつ、民間資金による良質な住宅の建設を促進する。

宅地供給については、職住近接の、環境に優れたゆとりのある居住を実現するための宅地供給を図るため、鉄道新線・新駅の周辺地区等開発ポテンシャルの高い地域の開発に重点を置き、地方公共団体の地域整備の方針に即応しつつ、民間保有地の有効活用も図る。

これらにより、平成2年6月に策定された旧「公共投資基本計画」にあるおおむね平成12年（2000年）を目途に1戸当たり平均床面積を100平方メートル程度とすることを目標とし、住宅適地の土地の有効利用等を図り、高度化・多様化する居住ニーズへ対応した良質で多様な住宅ストックの形成を図る。

2. 既存ストックの有効活用と住み替えの円滑化

リフォーム、大規模な模様替え、維持管理体制の充実、住情報の整備、不動産流通市場の充実等により既存ストックの有効活用を図り、世帯のライフステージ等に応じた住み替えを円滑化する。

この際、住み慣れた地域に留まりたい意向を持つ高齢者等の居住の安定にも配慮する。

3. 利用面を重視した住宅建設の促進

国民の土地保有に対する意識転換の促進と併せて、賃貸住宅建設投資の環境整備、定期借地権制度の普及促進等を図り、利用面を重視した良質な住宅建設を促進する。

4. 高齢化対応の推進

高齢化に対応した標準的設計指針の普及等により住宅のバリアフリー化を進めるとともに、福祉施策と連携した住宅の整備を促進し、住宅ストックの高齢社会への対応を図る。

5. 良好な住環境の形成

道路、公園等の公共施設の整備に加え、都市計画、建築規制誘導制度等を適切に活用し、水と緑豊かな開放空間の確保や良好な街並み形成を進め、安全性、保健性が確保され、快適性、利便性等にも優れた良好な住環境の形成を図る。

この際、土地に関する権利の制限が、公共の福祉の増進を通じ、結果的に個々の住民の利益となることについての理解を深めるよう努める。

6. 住宅市場の拡大を通じた良質な住宅サービスの提供

消費者と供給事業者が対等な立場で活発に取引を行える住宅市場を通じて、良質な住宅サービスを提供する。とりわけ、今日における国民の多種多様な住宅ニーズに応じて、それぞれの満足するサービスを効率的に供給するため、民間住宅供給、欧米諸国に比較して特に立ち後れている既存住宅流通などを含め、より広い自由な市場の機能の拡大が必要である。

第6節 職住近接の都市構造の実現

職住の立地が近接した都市構造を形成することは、実労働時間の短縮と同様に勤労者の職務に係る拘束時間を軽減し、勤労者とその家庭にゆとりをもたらすことから、その実現を図る必要がある。新たに住居を求めより多くの勤労者について、そのニーズを踏まえながら、おおむね1時間程度を目安としつつ、職住がより近接し得るよ